

高等学校等就学支援金提出書類について

チェックシートの「希望します」にチェックした方は、本書及び提出書類確認図をご確認の上、必要書類を提出願います。

令和3年7月～令和4年6月分の就学支援金の受給にあたり、下記の書類を、ご提出ください。(先に別紙「提出書類確認図」で提出書類を確認してください。)

1 提出書類確認図別 提出書類等

(1) 提出書類確認図 A に該当(個人番号(マイナンバー)提出者)

●対象者は…

- I 前回申請時から保護者等に変更があった方 (養子縁組による親権者の追加等)
- II 前回申請時から住民票(課税地)の所在市町村に変更があった方
(R3.1.1現在の住民票所在地がR2.1.1時点と違う場合は該当)

◆提出書類◆

配付の封筒に入れて厳封の上、事務室に直接持参するか、事務室あてに郵送提出願います。(簡易書留)

- I 前回申請時から保護者等に変更があった方 (養子縁組による親権者の追加等)

①「届出(申請)意思確認及び提出書類チェックシート」【必須】

②「高等学校等就学支援金収入状況届出書(2回目以降)(マイナンバー申請用)」【必須】

・裏面に変更後の保護者等を記入してください。

③「所得に関する書類 <個人番号カードの写し等>」【該当者のみ】

・「個人番号カード(写)等貼付台紙」にコピーを貼付けて提出願います。

・養子縁組により親権者1名から2名になる場合は、新しく親権者となった方のマイナンバーを提出してください。既に提出されている一方の親権者のマイナンバーの再提出は不要です。

- II 前回申請時から住民票(課税地)の所在市町村に変更があった方

①「届出(申請)意思確認及び提出書類チェックシート」【必須】

変更後の住民票(課税地)の所在地を記入してください。

(2) 提出書類確認図 B に該当(個人番号(マイナンバー)提出済者)

●対象者は…

- I 前回申請時から保護者等の変更がない方
- II 前回申請時から課税地の変更がない方

◆提出書類◆

配付の封筒に入れて厳封の上、事務室に直接持参するか、事務室あてに郵送提出願います。

①「届出(申請)意思確認及び提出書類チェックシート」【必須】

・変更がない旨、届け出てください。

(3) 提出書類確認図 C、D に該当(個人番号(マイナンバー)提出者)

●対象者は…

- I 令和3年7月から新規でマイナンバーを提出し、新規で受給資格認定申請を行う方
- II 前回の申請で課税証明書等を提出したが、今回の届出からマイナンバーを提出する方
- III 前回の申請時に不認定等となり、今回再申請をする方

◆提出書類◆

配付の封筒に入れて厳封の上、事務室に直接持参するか、事務室あてに郵送提出願います。(簡易書留)

①「届出(申請)意思確認及び提出書類チェックシート」【必須】

②「高等学校等就学支援金受給資格認定申請書・収入状況届出書(マイナンバー申請用)」【必須】

- I 新規申請の方とⅢ再申請する方:受給資格認定申請(初回時) に✓チェック
- II 課税証明書からマイナンバーへ変更の方:収入状況届出書(2回目以降) に✓チェック

③「所得に関する書類 <個人番号カードの写し等>」【該当者のみ】

- ・「個人番号カード(写)等貼付台紙」にコピーを貼付けて提出願います。ただし、再申請の方で前回申請時にマイナンバーを提出している場合は、提出は不要です。
- ・親権者2名(父母)の場合は、一方が控除対象配偶者であっても、両親分のマイナンバーを提出願います。(控除対象配偶者分のマイナンバーの省略はできません。)

④マイナンバーを提出者する方人数分の運転免許証等の顔写真付公的身分証明書の写しを同封。

(4) 提出書類確認図 E、F に該当(課税証明書等提出者)

●対象者は…

- I 前回の申請で課税証明書等を提出し、今回の届出に課税証明書等を提出する方
- II 令和3年7月から新規で課税証明書等を提出し、受給資格認定申請を行う方

◆提出書類◆

配付の封筒に入れて厳封の上、事務室に直接持参するか、事務室あてに郵送提出願います。

①「届出(申請)意思確認及び提出書類チェックシート」【必須】

②「高等学校等就学支援金受給資格認定申請書・収入状況届出書(課税証明書等提出用)」【必須】

- I 収入状況確認:収入状況届出書(2回目以降) に✓チェック
- II 新規申請:受給資格認定申請(初回時) に✓チェック

③「所得に関する書類(下記のア、イの両方又はウを提出)」【必須】

ア「令和3年度住民税(非)課税証明書」(令和2年1月1日～令和2年12月31日分の所得)

イ「高等学校等就学支援金に係る課税証明書(補足)」

(市町村の窓口へ様式を提出して作成を依頼してください。アに市町村民税の調整控除額が記載されている市町村は必要ありません。記載の有無は市町村の窓口へお問い合わせください。)

ウ 生活保護受給証明書(福祉事務所発行)

※扶助の種類がすべて記載された令和3年7月1日以降の発行日付のもの

※令和3年1月1日現在、生活扶助を受けている場合に限りです。

④口座振込依頼書【Ⅱ新規申請のみ】

2 課税証明書等を提出される方について

令和3年7月から令和4年6月分の就学支援金受給にあたり、所得確認書類として課税証明書等を提出される方は次について提出前に確認願います。

○ 所得判定基準額(確認願います！)

保護者等(全員)の令和3年度の「市町村民税の課税所得額×6%－市町村民税の調整控除額」を合算した額が30万4、200円以上か未満かをご確認ください。

確認は、市役所・町村役場発行の令和3年度の課税証明書及び高等学校等就学支援金に係る課税証明書(補足)で行ってください。

※高等学校等就学支援金に係る課税証明書(補足)の記入について、市町村によって本庁舎の市民税課のみの対応となります。(市民課や市民センターでは非対応)また、課税証明書の備考欄に調整控除額が元々記載されているまたは記載可能な市町村もあります。

お住いの市町村役場での対応を確認してから、課税証明書と高等学校等就学支援金に係る課税証明書(補足)を取得してください。

※保護者等 = 親権者全員です。父と母の2名を基本としますが、離婚やDV等で親権者を1名で判定する場合や、親権者不在の際は親権者以外の「主たる生計維持者」「未成年後見人」で判定する場合があります。

(1) 上記所得判定基準額が30万4、200円未満の方

上記1(4)の提出書類 ①～③ をご提出ください。期限までに提出がないと、受講料(令和3年7月～令和4年6月分)の返金できませんので、必ず提出してください。

(2) 上記所得判定基準額が30万4、200円以上の方

上記1(4)の提出書類 ①「届出(申請)意思確認及び提出書類チェックシート」のみを配付の封筒に入れて提出してください。受講料(令和3年7月～令和4年6月分)の返金はありません。

3 書類等提出期限

令和3年7月20日(火)

マイナンバーは簡易書留で郵送

スクーリング時、生徒に持参させてください。(保護者→生徒→事務室)

※下妻組の生徒は、郵送で提出してください。

郵送の場合は、事務室 就学支援金通信制担当までお送りください。

○ お早めにご提出ください。期限までに提出できない場合は、必ず事務室までご連絡ください。

就学支援金を受給できる世帯の方でも、申請が遅れた場合、または申請をしなかった場合は、受給できず受講料の返金できませんのでご注意ください。

ご不明な点は 茨城県立水戸南高等学校 事務室 通信制 就学支援金 担当 (電話) 029-247-6173 まで